

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 28日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県掛川市西大淵6333

氏名 スズキ株式会社 大須賀工場

工場長 村田邦彦

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0537 - 48 - 3511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	スズキ株式会社大須賀工場		
事業場の所在地	静岡県	掛川市	西大淵6333
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	20,541百万円（2023年度4~3月）
③ 従業員数	495名（2024年3月末）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>The flowchart details the waste processing process. It starts with '生産工程' (Production Process) leading to '分別' (Separation). From '分別', waste is categorized into '廃紙' (Paper waste), '廃プラスチック類' (Plastic waste), '木屑' (Wood chips), '炭素・陶磁器類' (Carbon/Ceramics), and 'その他' (Others). These categories lead to '廃棄物名' (Waste Name) and then to '処理・処分' (Treatment/Disposal). Specific disposal methods include '焼却' (Incineration), '埋立' (Landfill), 'リサイクル' (Recycling), and '資源回収' (Resource recovery). The final disposal methods listed are '焼却' (Incineration), '埋立' (Landfill), 'リサイクル' (Recycling), and '資源回収' (Resource recovery).</p>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	汚泥（泥状のもの）	232.224 t
	廃油	228.000 t
	廃プラスチック類	67.360 t
	鋳さい	5,848.410 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.880 t
	木くず	9.440 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組) ・ 鋳さいの再資源化で廃棄物の発生量を削減する。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	汚泥（泥状のもの）	400.000 t
	廃油	400.000 t
	廃プラスチック類	200.000 t
	鋳さい	9,000.000 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	5.000 t
	木くず	20.000 t

	複合材	15.000 t
	(今後実施する予定の取組) ・廃棄分別の徹底及び再資源化を図る。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (1) 環境教育の一環として教育を実施。 (2) 廃棄物置き場の維持管理。夜間照明を設置し混入の防止。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○前年度同様環境教育及び廃棄物置き場の維持管理を図る。 ○複合材廃棄物を分別し資源化。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
(今後実施する予定の取組)			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
	0.000 t	0.000 t	

①現状		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
①現状	汚泥（泥状のもの）	232.224	0.000	0.000	0.000	232.224
	廃油	228.000	0.000	0.000	0.000	228.000
	廃プラスチック類	67.360	0.000	0.000	0.000	67.360
	鋳さい	5,753.500	94.910	0.000	0.000	5,848.410
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.880	0.000	0.000	0.000	0.880
	木くず	9.440	0.000	0.000	0.000	9.440
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	（これまでに実施した取組） ・委託業者への視察及び許可証等見直しで適正処分を確認					

		【目標】				
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				全処理委託量 (t)
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	
②計画	汚泥（泥状のもの）	400.000	0.000	0.000	0.000	400.000
	廃油	400.000	0.000	0.000	0.000	400.000
	廃プラスチック類	200.000	0.000	0.000	0.000	200.000
	鋳さい	8,800.000	200.000	0.000	0.000	9,000.000
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	5.000	0.000	0.000	0.000	5.000
	木くず	20.000	0.000	0.000	0.000	20.000
	複合材	15.000	0.000	0.000	0.000	15.000
	(今後実施する予定の取組)					
	・前年度同様委託業者への視察及び許可証等見直しし適正処分を確認					
※事務処理欄						



(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。